

諮問日：平成30年7月12日（平成30年度（情）諮問第7号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（情）答申第15号）

件名：東京高等裁判所がエレベーターの使用中止を決定した際に作成した文書の
不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京高裁が、平成30年1月10日にエレベーターの使用中止を決定した際に作成した文書（決裁文書及び裁判所内の回覧文書を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年6月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に廃棄済みであるか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書に該当する文書として、管理職員から職員へ口頭で周知するために、その内容を記載した文書が存在したが、当該文書は、エレベーター使用停止の措置について、管理職員から職員に対して口頭で周知を行うに当たり、その内容を正確に伝える目的で作成された短期保有文書であり、職員へ口頭にて周知したことによりその目的が達成され、事務処理上保有しておく必要がなくなったことから廃棄したものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月19日 審議
- ④ 同年12月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書に該当する文書として、管理職員から職員へ口頭で周知するために、その内容を記載した文書が作成されたが、当該文書は、エレベーター使用停止の措置について、管理職員から職員に対して口頭で周知を行うに当たり、その内容を正確に伝える目的に基づく短期保有文書であり、職員へ口頭で周知したことによりその目的が達成され、事務処理上保有しておく必要がなくなったことから廃棄したとのことであり、本件開示申出の内容に照らして検討しても、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人